第三条第一号中「租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十二条第一項の表の第二号若しくは第十五条第一項の表の第二号の規定の適用を受ける設備であって、取得価額の合計額が千万円を超えるもの（機械及び装置並びに器具及び備品については、取得価額の合計額が五百万円を超えるもの。」を「次に掲げるいずれかの設備（一）に改め、同号に次のように加える。

イ　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十二条第一項の表の第二号若しくは第四十五条第一項の表の第二号の規定の適用を受ける設備であって、取得価額の合計額が千万円を超えるもの

ロ　機械及び装置並びに器具及び備品で、これらの取得価額の合計額が五百万円を超えるもの

第三条第三号中「特別償却設備設置者について、当該特別償却」を「提出日から平成二十九年三月三十一日までの間に、次に掲げるいずれかの設備を新設し、又は増設した者について、当該」に改め、同号に次のように加える。

イ　第一号イに掲げるもの

ロ　機械及び装置並びに器具及び備品で、これらの取得価額の合計額が百万円を超えるもの

第四条第一号中「第四十二条第一項」を「第四十一条第五項」に、「国際物流拠点産業集積地域の指定の日」を「国際物流拠点産業集積計画の提出の日」に、「指定日」を「提出日」に改め、同条第二号中「指定日」を「提出日」に改め、同条第三号中「特別償却設備設置者について、当該特別償却」を「提出日から平成二十九年三月三十一日までの間に、次に掲げるいずれかの設備を新設し、又は増設した者について、当該」に、「指定日」を「提出日」に改め、同号に次のように加える。

イ　特別償却設備

ロ　機械及び装置で、これらの取得価額の合計額が百万円を超えるもの

第五条第一号中「金融業務特別地区」を「経済金融活性化特別地区」に、「第三条第十四号」を「第五十五条の二第二項第二号」に、「金融業務（以下「金融業務」を「特定経済金融活性化産業（以下「特定経済金融活性化産業」に改め、同条第三号中「対象設備設置者について、当該対象」を「指定日から平成二十九年三月三十一日までの間に、次に掲げるいずれかの設備を新設し、又は増設した者について、当該」に改め、同号に次のように加える。

イ　対象設備

ロ　機械及び装置並びに器具及び備品で、これらの取得価額の合計額が百万円を超えるもの

第七条第一項第一号中「金融業務特別地区」を「特定経済金融活性化産業特別地区」に改める。

（企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第二十条の地方公共団体等を定める省令の一部改正）

第三条　企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第二十条の地方公共団体等を定める省令（平成十九年総務省令第九十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六号）附則第二条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の奄美群島振興開発特別措置法第六条の十三の規定に基づくこの省令による改正前の奄美群島振興開発特別措置法第六条の十三の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の規定は、この省令の施行後も、なおその効力を有する。

3　第二条の規定による改正後の沖縄振興特別措置法第九条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（以下「新省令」という。）第一条及び第三条の規定は、この省令の施行の日以後に新設され、又は増設される施設及び設備について適用し、この省令の施行の日前に新設され、又は増設された施設及び設備については、なお従前の例による。

4　沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七号。以下「沖縄法改正法」という。）附則第五条の規定によりなおその効力を有することとされる沖縄法改正法による改正前の沖縄振興特別措置法第三十二条、第四十九条及び第五十八条の規定に基づくこの省令による改正前の沖縄振興特別措置法第九条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第二条、第四条及び第五条の規定は、この省令の施行後も、なおその効力を有する。

5　沖縄法改正法附則第三条第一項の規定により沖縄法改正法による改正後の沖縄振興特別措置法（以下「新沖縄法」という。）第二十八条第二項第二号に規定する情報通信産業振興地域とみなされる地域における新省令第二条の規定の適用については、同条第一号の規定中「法第二十八条第五項の規定による情報通信産業振興計画の提出の日（以下この条において「提出日」という。）から平成二十九年三月三十一日までの間に」とあるのは「沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七号。以下「改正法」という。）の施行の日（以下この条において「施行日」という。）から当該施行日以後六月を経過する日（その日までに、改正法による改正後の沖縄振興特別措置法第二十八条第五項の規定による提出があった場合には、その提出があった日の前日）までの間に」と、同条第二号の規定中「提出日」とあるのは「施行日」と、同条第三号の規定中「提出日から平成二十九年三月三十一日までの間に」とあるのは「改正法の施行日から当該施行日以後六月を経過する日（その日までに、改正法による改正後の沖縄振興特別措置法第二十八条第五項の規定による提出があった場合には、その提出があった日の前日）までの間に」と、「提出日以後」とあるのは「施行日以後」とする。

6　沖縄法改正法附則第三条第三項の規定により新沖縄法第四十一条第二項第二号に規定する国際物流拠点産業集積地域とみなされる地域における新省令第四条の規定の適用については、同条第一号の規定中「法第四十一条第五項の規定による国際物流拠点産業集積計画の提出の日（以下この条において「提出日」という。）から平成二十九年三月三十一日までの間に」とあるのは「沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七号。以下「改正法」という。）の施行の日（以下この条において「施行日」という。）から当該施行日以後六月を経過する日（その日までに、改正法による改正後の沖縄振興特別措置法第四十一条第五項の規定による提出があった場合には、その提出があった日の前日）までの間に」と、同条第二号の規定中「提出日」とあるのは「施行日」と、同条第三号の規定中「提出日から平成二十九年三月三十一日までの間に」とあるのは「改正法の施行日から当該施行日以後六月を経過する日（その日までに、改正法による改正後の沖縄振興特別措置法第四十一条第五項の規定による提出があった場合には、その提出があった日の前日）までの間に」と、「提出日以後」とあるのは「施行日以後」とする。

（離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正）

7　離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成五年自治省令第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第三号中「第六条の十三」を「第三十八条」に改める。

○総務省令第三十六号

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六号）の施行に伴い、日本郵便株式会社法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

総務大臣　新藤　義孝

日本郵便株式会社法施行規則の一部を改正する省令

日本郵便株式会社法施行規則（平成十九年総務省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第五項第四号中「第二条」を「第四条」に改める。

附　則

この省令は、奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六号）の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。